

## 私立幼稚園設置認可審査内規

(趣旨)

第1条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置については、法令に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(設置者)

第2条 幼稚園の設置者は、学校法人又は保育所を設置する社会福祉法人とする。

(名称)

第3条 幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設幼稚園（国公立を含む。以下同じ。）の名称と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(開設の時期)

第4条 幼稚園の開設時期は4月1日とする。

(適正配置)

第5条 幼稚園の位置は、幼児教育の機会均等及び教育内容の充実向上を図るため、次の立地条件等を勘案し、適正な配置となるようにしなければならない。

- (1) 既設の幼稚園との距離が、原則として1キロメートル以上離れているものであること。
- (2) 設置予定地域の幼児人口の現状及び将来的な見通しに照らして、既設の幼稚園と不当に競合することなく、収容定員を充足できる見込みが確実であること。
- (3) 市町において、幼稚園整備計画が策定されている場合は、当該計画に適合するものであること。

2 前項の規定により審査する場合は、市町又は市町教育委員会及び地区私立幼稚園協会等の意見を参考にするものとする。

(環境)

第6条 幼稚園の位置は、次に掲げる場所にこれを定めてはならない。

- (1) 清純な教育環境を著しく害するおそれのある旅館、風俗営業を営む施設、競輪場その他これらに類する施設の周辺
- (2) 幼児の教育又は保健衛生にとって著しく害のある騒音、振動、悪臭等を発生させる工場、道路、鉄道その他の施設の周辺
- (3) 火薬、危険な薬品、高圧ガス等を大量に取り扱う工場、事業場の周辺
- (4) 洪水、高潮、地滑り、がけ崩れ、陥没などの災害が起こるおそれのある場所
- (5) 幼児にとって危険な高低差、深い池沼等が隣接している場所
- (6) 交通が激しい場所その他通園上著しく危険の伴うおそれのある場所

(施設及び設備)

第7条 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上及び管理上適切なもので、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 園地は、軟弱地盤、湿地帯、その他建物の安全上若しくは衛生上支障のある土地又は著しく不整形な土地ではないこと。
- (2) 園舎は、昭和56年6月以降に施行された建築基準で建てられたもの、若しくは、耐震診断又は耐震補強の結果、十分な耐震性能を確認できるものであること。
- (3) 保育室の面積は、1室当たり53平方メートル以上であること。ただし、1学級当たりの幼児数が30人以下の場合は、1室当たり45.4平方メートル以上であること。
- (4) 遊戯室の面積は90平方メートル以上とし、幼児数に応じて適切な広さを備えているもので

あり、かつ、その形状は、遊戯室の目的に鑑み適切なものであること。  
(5) 幼稚園の園地内に、教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産寄付者が居住その他の用に供しているもの等）を併設しないこと。

（園児数及び学級数）

第8条 幼稚園の学級数は3学級以上とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。この場合においても、学級数は2学級を、総定員は70人を下ることができない。

2 1学級の幼児数は、原則として3歳児については30人以下とし、4歳児及び5歳児については35人以下とする。

（園長）

第9条 園長は専任とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

2 園長は、幼稚園の所定の勤務時間に常勤することが可能な場所に居住している者でなければならない。

（通園方法）

第10条 園児の通園は、徒歩によることを原則とする。ただし、園児を交通災害から守るため、又は徒歩通園の困難な園児を援助するために通園バスを使用することは差し支えないものとする。

（公立幼稚園の民営化）

第11条 公立幼稚園の民営化（以下「民営化」という。）により幼稚園を設置する場合は、次の各号に配慮するものとする。

(1) 民営化前の設置者である市町（以下「旧設置者」という。）は、民営化前から在園する園児（以下「在園児」という。）の保護者の経済的負担の軽減、在園児の通園手段の確保等、在園児の教育を受ける機会が損なわれないようにすること。

(2) 旧設置者は、民営化に関し保護者や近隣地域住民の理解を得ること。

(3) 旧設置者及び民営化後の設置者（以下「新設置者」という。）は、民営化に関し既設の幼稚園及び地区私立幼稚園協会と十分な調整を取ること。

(4) 旧設置者及び新設置者は、民営化後の幼児教育の提供に関し十分な調整を取ること。

（設置計画の承認）

第12条 新たに幼稚園を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、遅くとも開設予定年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、園舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。

（設置認可）

第13条 設置予定者は、前条による承認を受けた後、遅くとも開設年度の前年度の12月末までに別に定める設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この内規は、昭和58年1月5日以降に事前審査を受けるものから適用する。

附 則

この内規は、平成19年2月23日以降に事前審査を受けるものから適用する。

附 則

この内規は、平成20年3月13日以降に事前審査を受けるものから適用する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日以降に事前審査を受けるものから適用する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日以降に事前審査を受けるものから適用する。

附 則

この内規は、令和 5 年 5 月 10 日以降に事前審査を受けるものから適用する。